



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 条例

- *43 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例（職員課）..... 1
- *44 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（ 〃 ）..... 2
- *45 委員会の委員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例（ 〃 ）..... 2
- *46 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会）..... 3

公布された条例のあらまし

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の給料の月額を引き上げることとしました。（第2条関係）

2 施行期日

令和8年10月1日から施行します。

◇ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額を引き上げることとしました。（第1条関係）

2 施行期日

令和8年10月1日から施行します。

◇ 委員会の委員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

常勤の監査委員の給料の月額を引き上げることとしました。（別表第1関係）

2 施行期日

令和8年10月1日から施行します。

◇ 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育長の給料の月額を引き上げることとしました。（第2条関係）

2 施行期日

令和8年10月1日から施行します。

条 例

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第43号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 知事及び副知事の給料は、次の額とする。 。 知事 月額 <u>124万円</u> 副知事 月額 <u>97万円</u> 2 略	第2条 知事及び副知事の給料は、次の額とする。 。 知事 月額 <u>121万円</u> 副知事 月額 <u>95万円</u> 2 略

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第44号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議員報酬) 第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>98万円</u> 副議長 月額 <u>86万円</u> 議員 月額 <u>81万円</u> 第2条～第4条 略	(議員報酬) 第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>95万円</u> 副議長 月額 <u>81万円</u> 議員 月額 <u>77万円</u> 第2条～第4条 略

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

委員会の委員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第45号

委員会の委員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の給与等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	給料月額	区分	給料月額
常勤の監査委員	<u>580,000円</u>	常勤の監査委員	<u>550,000円</u>

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第46号

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与等に関する条例（昭和32年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与) 第2条 略 2 給料は、月額 <u>78万円</u> とする。 3 略	(給与) 第2条 略 2 給料は、月額 <u>75万円</u> とする。 3 略

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。